

助成団体 各位

独立行政法人
国立青少年教育振興機構
子どもゆめ基金部 助成課

反社会的勢力排除に関する誓約書の提出について（依頼）

日頃より、子どもの体験活動や読書活動の振興に御尽力いただき、ありがとうございます。

さて、子どもゆめ基金では令和4年度より、子どもゆめ基金助成金の交付決定を行った団体に対し、別添の「反社会的勢力排除に関する誓約書（以下「誓約書」という。）」をご提出いただくこととなりました。

ついては、別添の誓約書へ自筆・押印のうえ、交付決定通知書受領後、速やかに子どもゆめ基金まで郵送にてご提出をお願いいたします。

なお、誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、交付決定の取消を行います。

【問合せ先】

独立行政法人国立青少年教育振興機構
子どもゆめ基金部助成課

★〒151-0052

東京都渋谷区代々木神園町3-1

★フリーダイヤル：0120-579081

月～金 9：00～17：45

（携帯電話も可）

★TEL：03-5790-8117・8118

★FAX：03-6407-7720

★E-mail：yume@niye.go.jp

★ホームページ：https://yumekikin.niye.go.jp/

反社会的勢力排除に関する誓約書

当団体は、令和4年度子どもゆめ基金助成金を受給するに当たり、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約内容に反した場合、助成金の返還や助成対象団体からの除外を含むいかなる処分を講じられても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 当団体は、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員、準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者、その他公益に反する行為をなす者（以下「暴力団員等」という。）でないこと、並びに、過去5年間もそうでなかったことに加え、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、暴力団員等を利用しないことを誓約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 2 当団体は、自ら又は第三者を利用して下記に該当する行為を行わないことを誓約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

令和 年 月 日

団体名：

代表者：

印

※本誓約書は、自筆により記入し押印のうえ、交付決定通知書受領後速やかに、郵送にて子どもゆめ基金に提出すること。